

キャッシングサービスご利用のお客様へ

改正貸金業法に伴う

年収証明書等ご提出のお願い

貸金業法の改正により、遅くとも平成 22 年 6 月には総量規制が全面導入されます。

総量規制とは…?

弊社と他社のご利用を含めた借入総額が
**年収の3分の1を超える場合、
新たな貸付を禁止**する規定のことで

また、本改正において、貸金業者には
個人信用情報機関を利用した調査が義務付けられます。

調査の結果…

複数社からの借入総額が 100 万円を超える場合、
または、自社の借入額が 50 万円以上の場合、
**資力を明らかにする書面
つまり、年収証明書を
確認することが義務付け**られます。

また、

登録の義務化!!

個人の信用情報については、
指定信用情報機関への登録が義務付けられます。
登録にあたっては、運転免許証などの
本人確認書面により、ご本人様の確認が
求められます。
なお、犯罪収益移転防止法においても、
同様の確認が義務付けられています。

ご提出いただく年収証明書とは

源泉徴収票写し(最新のもので氏名・支払金額が記載されているもの)
給与の支払明細書写し(企業名・氏名・支給年月の確認できるもので直近2ヶ月分以上)
所得証明書原本(直近年度分で収入記載のあるもの)
確定申告書写し(最新のもので氏名・収入金額・所得金額の記載があり、税務署受領印のあるもの)
納税通知書写し(年収もしくは所得金額の記載があるもの)
青色申告決算書写し(直近年度分で税務署受領印のあるもの)
収支内訳書写し(直近年度分で税務署受領印のあるもの)
年金通知書写し 年金証書写し 支払調書写し

専業主婦(夫)の方はどうなる!?

今後、専業主婦(夫)の方は、配偶者様の同意書・住民票の写し並びに配偶者様の年収証明書(写し)の提出が必要となります。また、お借入れ総額は、配偶者様のお借入れと合計して配偶者様の年収の3分の1を超えない範囲に制限されます。

本人確認書面とは

運転免許証	1	各種健康保険証	1
パスポート	1	公務員共済組合員証	1
住民票の写し	2	戸籍謄本(抄本)	2

など

すべて現住所記載のあるものに限る。なお、裏面に現住所の記載のあるもの(運転免許証住所変更有・健康保険証カード等)などは裏面の写しも併せてご提出下さい。

- 有効期限のある場合、同期限内のものに限る。
- 発行6ヶ月以内のものに限る。

以上の法改正並びに日本貸金業協会自主規制基本規則に則り、弊社では順次お客様に年収額を明らかにする書面及び本人確認書面のご提出をお願いしておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、これら総量規制に銀行の貸付・クレジット(ショッピング)は含まれません。

また、一部契約(住宅ローン・オートローンなど)については、総量規制の対象外となります。

貸金業法・総量規制の詳細

日本貸金業協会 相談センター

【電話】0570-051-051
【受付】9:00~17:30(土日祝・年末年始除く)
【HP】<http://www.0570-051-051.jp>

2010年3月現在



株式会社 エースカード

山口市道場前2丁目8-21 TEL 083-922-2125
貸金業者登録番号 山口県知事(1)第01514号
日本貸金業協会会員 第000418号
<http://www.y-acecard.com>

